

事務連絡
令和2年2月28日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官
(子ども・子育て支援担当)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う企業主導型保育施設の
人員基準等の取扱いについて

企業主導型保育事業の推進については、日頃より格段のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う企業主導型保育施設の人員基準等の取扱いについて、下記のとおりといたしますので、企業主導型保育事業実施者へ御周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 企業主導型保育施設の人員基準の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により、企業主導型保育施設において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことが出来なくなる場合が考えられますが、人員等の基準の適用については、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で配慮いただくようお願いいたします。

2. 不定期利用の児童の取扱いについて

不定期利用の児童（月15日程度以下の利用の児童）については、運営費・施設利用給付費の算出にあたって、実際の保育施設の利用日数に応じた運営費等を助成しているところ です。

今般、新型コロナウイルス感染症により保育施設を欠席する児童については、欠席する

日においても保育施設を利用したものとして、運営費・施設利用給付費を算出する取扱いといたします。

なお、保育施設において、利用児童が保育施設を欠席することとした理由について、記録をとっていただくようお願いいたします。

(新型コロナウイルス感染症により保育施設を欠席する利用児童の例)

ア 利用児童が新型コロナウイルス感染症を発症したため、欠席した場合

イ 新型コロナウイルス感染症により、保育施設が臨時休園した場合

ウ 保育施設の利用により、利用児童が新型コロナウイルス感染症を発症することを防ぐため、欠席した場合